

介護保険施設に係る加算の留意点について

(京都府令和5年度介護保険サービス事業者等集団指導資料から抜粋)

1. 加算要件の確認

- ケアレスによる報酬返還の防止のため、報酬告示、解釈通知、関連する告示(「厚生労働大臣が定める…」)及び厚生労働省発出のQ&A等を確認すること。
- 要件は、単位数表、解釈通知その他の通知類及びQ&Aに分散している場合があるため、遺漏がないよう注意すること。
- 全ての加算が複数の要件を満たす必要があり、複数の要件のいずれかが抜けていることが算定誤りの典型的パターン。

【主な告示・解釈通知等】

参考(厚生労働省HP): 令和3年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

2. 記録

- 加算の多くは、算定要件として、記録の整備が求められている。
- 明文上必須とされているか否かに関わらず、算定要件を満たしていることが事後的に確認できなければならないので、算定要件に関する記録に関しては、事実上必須であると理解すること(日付、関係職員、サービス内容等)。
- 記録は行政の実施指導等のために作成するものではない。事業所において、算定要件の充足を記録に基づき確認した上で請求するために作成するものである。

3. 説明と同意(記録)

- 利用者の個別の加算については、基本的には、利用者に対する説明と同意及びその記録が必須。
- 利用者への説明と同意が必要な加算については、他の算定要件を満たしていても、当然に、同意がなければ算定できない。